

## 雪寒地帯に関する提言

雪寒地帯の振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 市町村道の除排雪及び豪雪被害対策に要する経費に係る交付税措置を充実すること。  
また、雪寒指定道路の指定基準を緩和し、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の拡充を図ること。  
さらに、持続的な除排雪体制を構築するため、除雪オペレーターの確保・育成支援に取り組むこと。
2. 大雪時においては、応急救助や災害復旧が円滑に進むよう災害救助法や激甚災害指定を弾力的に運用するほか、以下の措置を講じること。
  - (1) 大雪時の交通ネットワークを確保するため、道路管理者・公共交通事業者等の垣根を越えた除雪応援体制の構築や情報共有など、事業者間の連携強化に向けた取組を推進すること。  
また、豪雪地帯では道路施設等の破損が激しいため、維持、修繕及び更新に係る財政措置を充実すること。  
さらに、大雪時において都市自治体の財政負担が増大しないよう市町村道除雪費補助の臨時特例措置など適切な追加措置を講じること。
  - (2) 大雪により被災した農業者が早期に経営再開できるよう農業ハウスなど農業施設等の復旧支援を積極的に行うこと。
3. 雪寒地帯においては、積雪や低温などにより、冬期の施工期間に制約があることから、社会資本整備総合交付金事業等の実施に当たっては、年度をまたいだ事業執行が可能となるよう制度を見直すこと。
4. 人口減少・高齢化の顕著な雪寒地帯における共助による雪処理の担い手確保や安全な雪下ろし体制づくり等を積極的に支援すること。
5. 雪に強い居住環境を創出するため、克雪住宅の普及促進に努めること。
6. 雪寒地帯の事業者の除排雪に対する支援策を講じること。